

社会資本総合整備計画

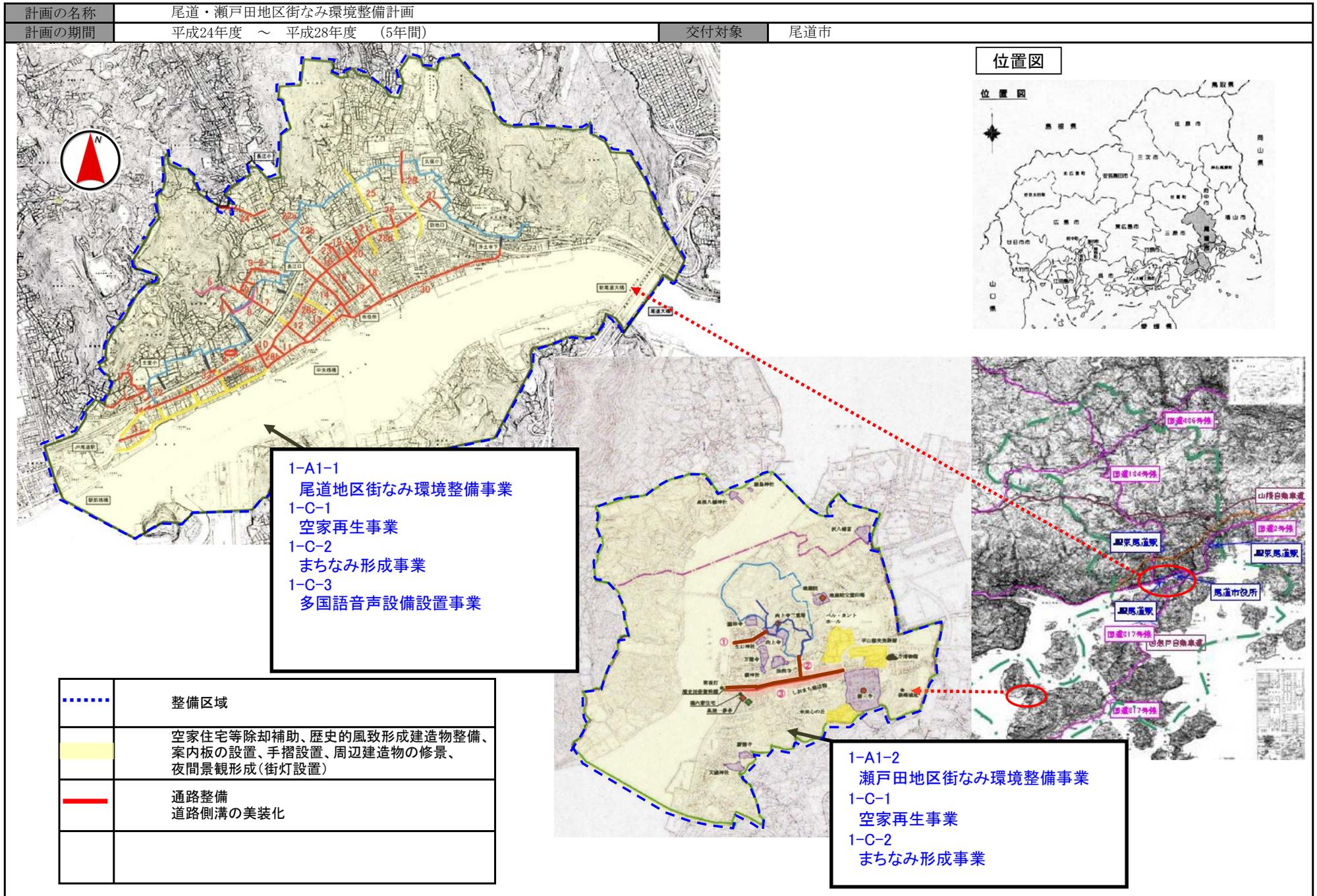
おのみち せと だち くまち かんきょうせいびけいかく
尾道・瀬戸田地区街なみ環境整備計画

(第3回変更)

ひろしまけん おのみちし
広島県 尾道市

平成28年3月

(図面) 社会資本総合整備計画



街なみ環境整備方針説明書

| 都道府県名 | 広島県 | 市町村名 | 尾道市 | 区域名 | 尾道地区 | |
|---------------|------------------|--|--|-----|------|--|
| 区域現況 | 区域の概況 | <p>尾道地区は尾道中心部に位置し、特に中世以降、海上交通の要衝として商業の重要拠点である瀬戸内を代表する港町として栄えた尾道市街と、尾道水道の対岸に位置する向島北部までの200haの区域である。</p> <p>この地区を山陽本線が東西に通じ、北側に斜面地があり、そこに点在する寺院建築物は中世の将軍家や有力守護、豪商の庇護を受けたものである。</p> <p>南側には尾道水道までの狭い平坦地に市街地が形成され、西国街道が東西に通じ、港から各寺院に上がる参道が南北に伸び、その周辺に住居が連なっている。</p> <p>さらに南側に尾道水道を挟む形で向島北部が位置する。</p> | | | | |
| | 道路の現況 | <p>港から上がる各寺院の参道を寸断するように東西に抜けるJRの山陽本線と国道2号(W=15.0m)が連なっている。</p> <p>斜面地上がる縦道(W=2.0m)は急なため階段が多く、寺と寺を結ぶ狭隘(W=1.5m~1.8m)な横道が東西に伸びていて、救急車両が入らない現況である。</p> <p>山陽本線の南側にある西国街道(W=7.8m)は現在本通商店街となっており、南北に多数の小路が伸びている。</p> | | | | |
| | 公園等の現況 | <p>斜面地北側の尾道水道を望む大宝山(千光寺山)の頂上を中心に、運動公園の千光寺公園があり、その眺望景観を目的に多くの観光客が訪れている。</p> <p>尾道駅の東側には観光施設のしまなみ桜公園がある。</p> <p>その他にはポケットパークが散在している。</p> | | | | |
| | 地区住民のまちづくり活動の概要 | <p>斜面地は以前から空家問題等が発議されていたが、今までは行政が手を出せないということで、さらに問題が悪化している状況にあった。そのため、斜面地に住まわれている方々とさまざまな問題について研究していき、できることから取り組んでいきたいという考えのもと、そこに住まわれている学識経験者、町内会長、住職、空家バンク(NPO)代表に声を掛け「斜面地研究会」を立ちあげた。研究会のワークショップによる問題発議から出た課題を、この事業によって対策していく。</p> <p>尾道市は景観法に基づく景観行政団体となり、この区域を景観地区と定め、厳格な制限により規制をしている。</p> | | | | |
| 区域の整備に関する基本計画 | 整備の目標 | 伝統的な歴史を感じる街なみ景観を再生することで、景観の向上と良好な環境の整備保全を図る。 | | | | |
| | 整備の時期 | 平成24年度～平成33年度(10年間) | | | | |
| | 地区施設等の整備に関する基本事項 | 通路等 | <p>道路において、伝統的な歴史を感じる整備とするため、グレードの高い石畳風等の舗装とし、合わせて溝蓋などにより歩行者の安全通行空間を創出する。</p> <p>斜面地においては狭隘で急峻な道路により生活が困難であるので、利便性向上のために可能な箇所は最低限バイクの通行を確保し、移住希望者の増を図る。</p> <p>急峻な階段には手摺りを設置し歩行者の安全を確保する。</p> | | | |
| | | 小公園等 | 空家撤去後の空き地を利用し、地区景観づくりと防災機能強化の観点から、要所に緑化推進、オープンスペースを活用した溜まり場や広場整備に努め、災害時の避難場所等に活用していく。 | | | |
| | | その他 | 夜間景観と夜間の散策や安心安全の為、伝統的な歴史を感じるデザインに配慮した街灯を設置する。 | | | |
| | 住宅等の整備に関する基本事項 | 住宅 | <p>点在する危険な空家(老朽住宅)を撤去しようとする所有者に対して補助し、付近住民の安全を図る。</p> <p>本事業による美装化道路、過去に美装化された道路、各寺院に通じる参道の周辺にある住居の修景に対して補助を行う。</p> | | | |
| | | 敷地 | 空家撤去後の敷地に、斜面地の通路に放置状態となっている自転車の駐輪場の整備をする。 | | | |
| その他の事項 | 歴史的風致形成建造物 | 整備促進区域に点在する歴史的風致形成建造物の修復に補助を行うことによって、尾道らしい伝統的な街なみ景観の保全を図る。 | | | | |

街なみ環境整備方針説明書

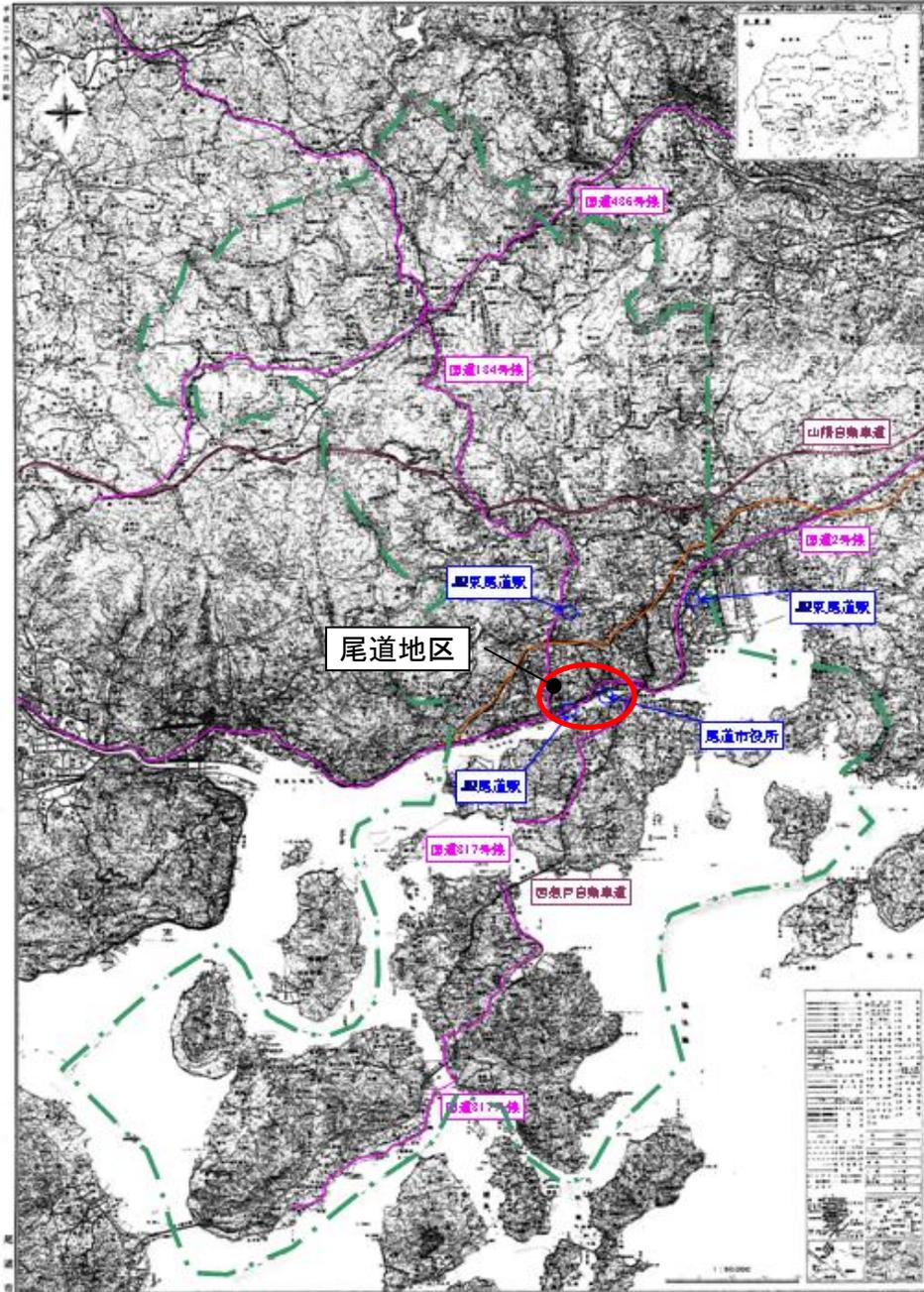
| 都道府県名 | 広島県 | 市町村名 | 尾道市 | 区域名 | 瀬戸田地区 | |
|---------------|------------------|---|---|-----|-------|--|
| 区域現況 | 区域の概況 | <p>瀬戸田地区は尾道市の最南端にある島嶼部の、生口島と高根島の一部からなる137haの区域である。この二つの島からなる地形は瀬戸田水道を挟み、尾道地区に良く似ている。</p> <p>尾道港と同様に古くから港町として栄え、当時の武家勢力によって寄進された国宝三重の塔は、瀬戸田水道を望む潮音山にあり、その他多くの寺院が寄進されている。しまなみ海道が開通するまでは、港から寺までの参道が商店街となり、かなりの賑わいがあった。</p> | | | | |
| | 道路の現況 | <p>瀬戸田地区へのアクセスはかつて、尾道港や三原港からのフェリーや高速船が主流であったが、しまなみ海道が開通してからは、車でのアクセスが主流となった。</p> <p>昔からの参道の商店街(W=3.5m～5.5m)が東西に延び、かつては多くの通行者がいたが、現在は激減している。</p> <p>国宝三重の塔に通じる路地(W=2.0～2.8)は多数あるが、未整備のため回遊性を高めるほどではない。</p> | | | | |
| | 公園等の現況 | <p>瀬戸田水道を望む潮音山にある国宝三重の塔を囲むように都市公園の潮音山公園があり、この公園内の回遊性を高めるため遊歩道を整備中である。</p> | | | | |
| | 地区住民のまちづくり活動の概要 | <p>地域では、町内会、しおまち商店街連合組合、尾道観光協会瀬戸田支部、特定非営利活動法人せとだ港房及びしまらぶせとだ等が、環境整備、地域内・地域間のコミュニティの推進、イベント開催等による賑わいの創出・おもてなし、学習会・ワークショップの開催等、地域の活性化に関する取り組みを積極的に行っている。</p> <p>この区域は景観計画に基づく景観重点地区と定め、厳格な制限により規制をしている。</p> | | | | |
| 区域の整備に関する基本計画 | 整備の目標 | 伝統的な歴史を感じる街なみ景観を再生することで、景観の向上と良好な環境の整備保全を図る。 | | | | |
| | 整備の時期 | 平成24年度～平成33年度(10年間) | | | | |
| | 地区施設等の整備に関する基本事項 | 通路等 | <p>道路において、伝統的な歴史を感じる整備とするため、グレードの高い石畳風等の舗装とし、合わせて溝蓋などにより歩行者の安全通行空間を創出する。</p> <p>沿道の周辺建物の修景に対して補助をし、伝統的歴史を感じる街なみ景観を再生する。</p> <p>その他の急峻な階段には手摺りを設置し歩行者の安全を確保する。</p> | | | |
| | | 小公園等 | 空家撤去後の空き地を利用し、地区景観作りと防災機能強化の観点から要所要所に緑化推進、オープンスペースを活用した溜まり場や広場整備に努め、災害避難場所等に活用していく。 | | | |
| | | その他 | | | | |
| | 住宅等の整備に関する基本事項 | 住宅 | <p>点在する危険な空家(老朽住宅)を撤去しようとする所有者に対して補助し、付近住民の安全を図る。</p> <p>都市計画事業で美装化された道路周辺にある住居の修景に対して、街なみ再生のため補助する。</p> | | | |
| | | 敷地 | | | | |
| その他の事項 | 歴史的風致形成建造物 | 整備促進区域に点在する歴史的風致形成建造物を修復することによって、尾道らしい伝統的な街なみ景観の保全を図る。 | | | | |

尾道地区 街なみ環境整備事業

位置図

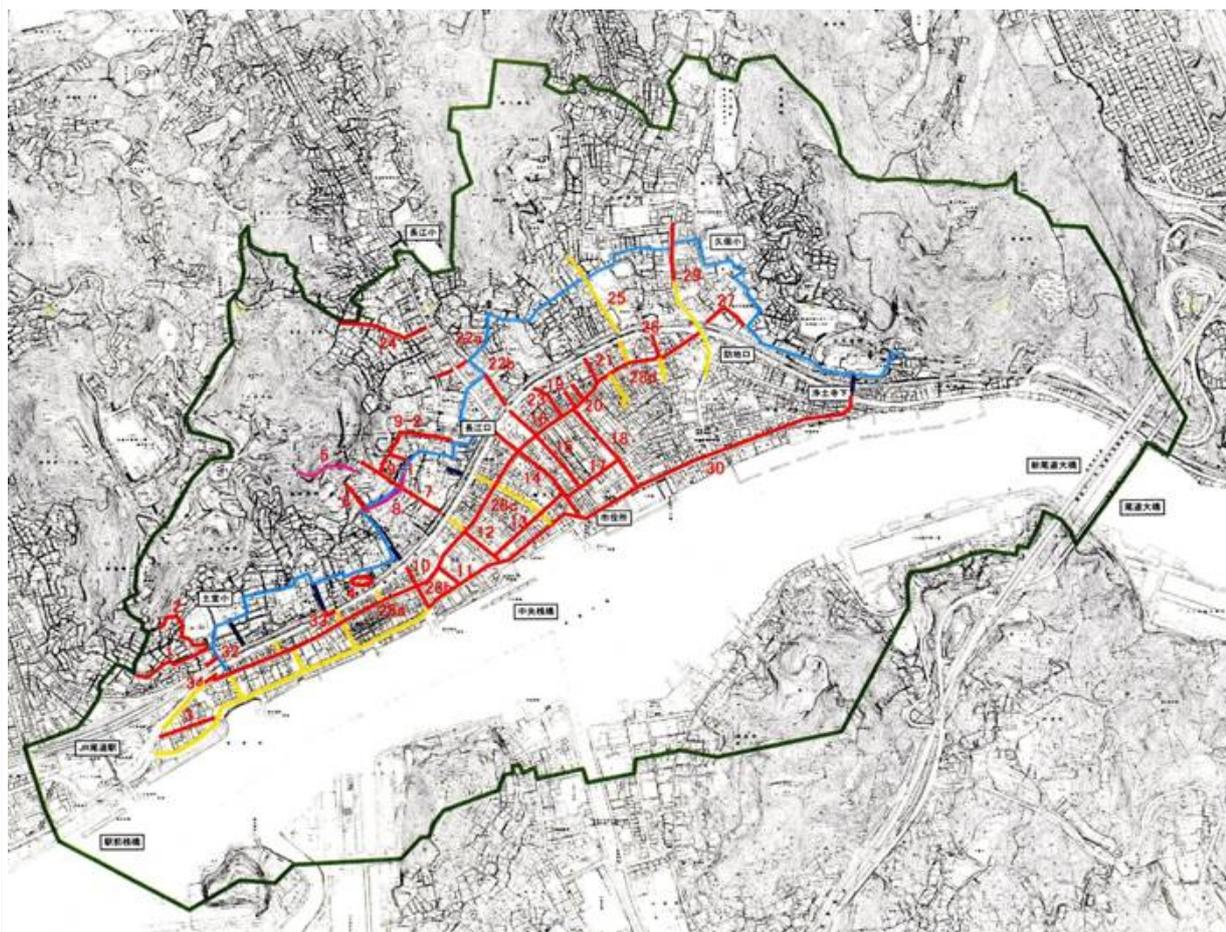


尾道市全図



尾道地区 街なみ環境整備事業(尾道地区)

区域図・整備方針図



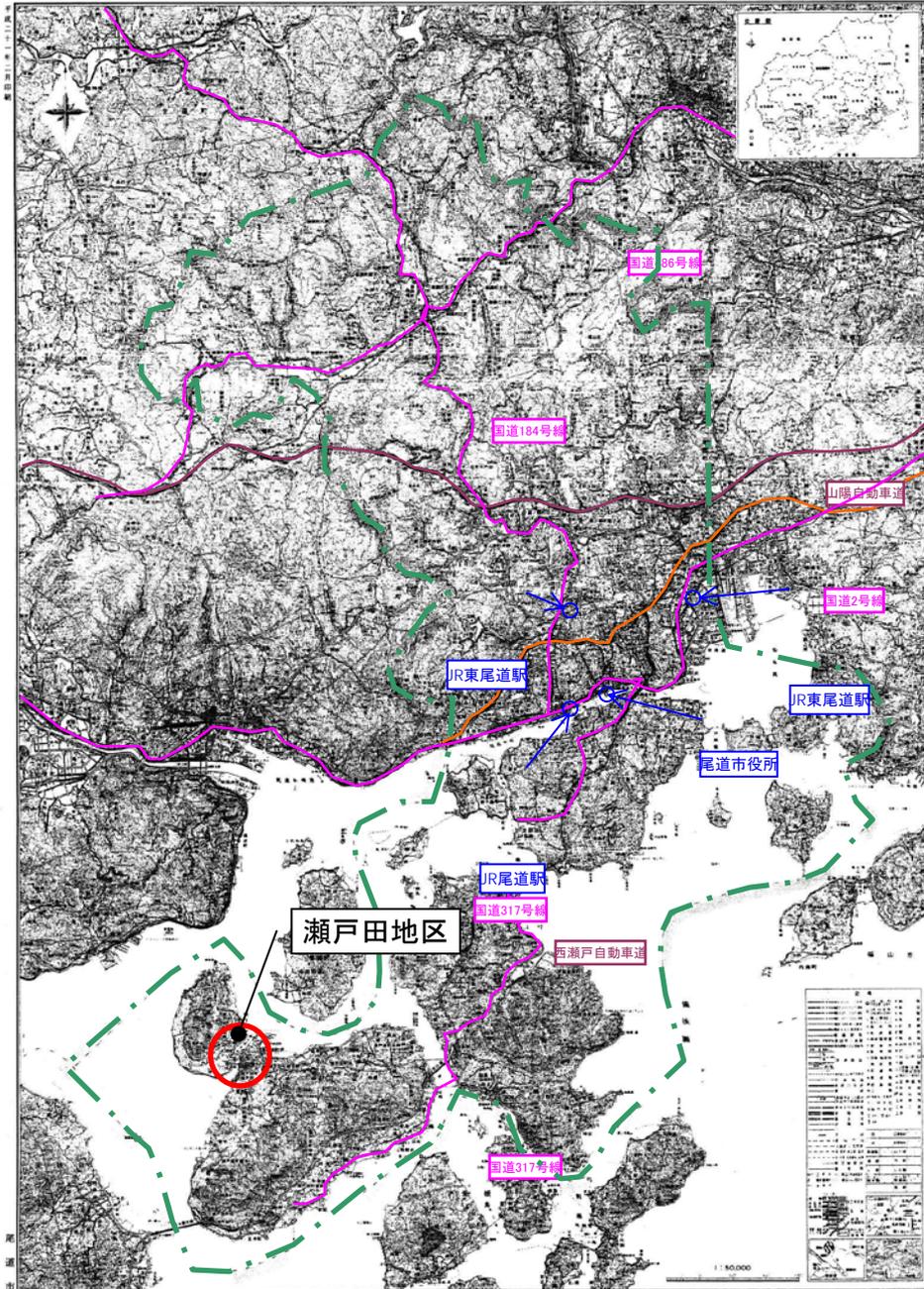
| | | | |
|---|-------------------------|--|----------------|
|  | 街なみ環境整備促進区域・街なみ環境整備事業地区 | | |
|  | その他国土交通大臣が必要と認める事業 | 1~3, 6, 7, 9~24 26~30, 33,34 | 道路の美装化 |
|  | その他国土交通大臣が必要と認める事業 | 区域内 | 手摺整備、街灯設置、石段照明 |
|  | 修景施設整備(間接) | 整備路線等 | 住宅修景補助 |
|  | 空家住宅等除却補助(間接) | 区域内 | |
|  | 歴史的風致形成建造物の整備(間接) | 区域内 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

瀬戸田地区 街なみ環境整備事業

位置図



尾道市全図



社会資本整備総合交付金チェックシート

(街なみ環境整備を中心とした計画イメージ)

計画の名称: 尾道・瀬戸田地区街なみ環境整備計画

地方公共団体名: 尾道市

チェック欄

| I. 目標の妥当性 | |
|---|---|
| ①上位計画等と整合性が確保されている。 | ✓ |
| ②景観形成を図るべき地域として位置付けられている又は位置付けられる予定である。 (地域名称等: 尾道市歴史的風致維持向上計画重点区域) | ✓ |
| ③地域の課題を的確に踏まえた目標となっている。 | ✓ |
| ④緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 | ✓ |
| (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 (イ) 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ 住宅・建築物の安全・安心確保 (ク) 良好な住環境の整備 (ケ) 地域の特色ある街並みの整備 (コ) その他(地域交流人口の増加) | |
| | |
| II. 事業の適切性 | |
| ①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。 | ✓ |
| ②事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。 | ✓ |
| ③地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。 | ✓ |
| | |
| III. 計画の実現可能性 | |
| ①事業熟度が十分である。 | ✓ |
| ③事業の実施に当たり、自治会、商店組合など地元組織との連携が図られている。 | ✓ |
| | |
| | |